

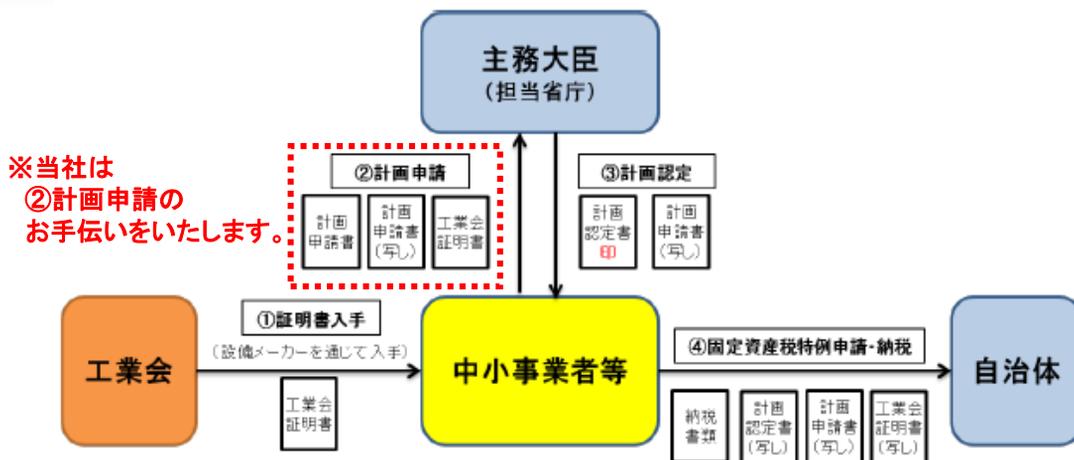
## ～中小企業等経営強化法～ 経営力向上計画申請のご支援

### 1. 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、固定資産税の軽減措置（3年間半額）や金融の支援などを受けることができます。

※ものづくり補助金においても、平成27年度補正の2次公募では、一般型類型の応募者が『有効な「経営力向上計画」の認定を受けたことが確認できた場合』に、審査において加点されました。

### 2. 制度活用の流れ(固定資産税の軽減措置を受ける場合)



- ① 中小事業者等は、経営力向上計画策定時に設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会等による証明書を入手します。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写し（コピー）とともに、工業会等による証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請します。  
※税の申告の際に必要となるため、主務大臣に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。
- ③ 主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを中小事業者等に交付します
- ④ 固定資産税の申告の際には、納税書類とともに計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会等による証明書の写しなどの添付書類の写しをそれぞれ自治体に提出します。

中小企業庁「経営力向上計画 策定・活用の手引き」より抜粋

### Point !

機械および装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

※ただし、法の施行(7月1日)以降に取得したものでなければなりません。

なお、①証明書入手につきましては、当社ではなく事業者様に入手して頂くこととなりますが、証明書は申請してから発行されるまで、数日から2ヶ月程度かかります。工業会にご確認ください。

### 3. 当社支援の流れ

#### ● 5万円コース

##### 電話ヒアリングによる 経営力向上計画申請書作成

###### ① 契約

- ・郵送にて契約書を送付いたします。

###### ② ヒアリング(電話)

- ・導入設備の確認や導入の目的などをヒアリングし貴社の現状を把握いたします。

###### ③ 申請書作成

- ・申請書類に現状認識、目標、取組内容等を記載し、申請書の作成を実施いたします。
- ・概ね、ヒアリングから申請書完成までは、2～3週間を有します。

###### ⑤ 申請書提出

- ・各事業分野の主務大臣への提出まで、当社が責任を持って実施致します。

###### ⑥ 認定

- ・提出後、30日以内に主務大臣から認定書が交付されます。

#### ● 10万円コース

##### コンサルタントの面談による 経営力向上計画申請書作成(別途交通費+宿泊費)

###### ① 契約

- ・郵送にて契約書を送付いたします。

###### ② 事前確認

- ・お電話にて、導入設備の確認や導入の目的などをお伺いし、ヒアリング時にご準備頂く必要書類の確認と訪問日の日程調整をいたします。

###### ③ 面談(訪問)

- ・貴社の現状を把握した上で、コンサルタントが貴社の今後の方針を確認、また課題の抽出を実施いたします。(2時間程度)

###### ④ 申請書作成

- ・申請書類に現状認識、目標、取組内容等を記載し、申請書の作成を実施いたします。
- ・概ね、ヒアリングから申請書完成までは、2～3週間を有します。

###### ⑤ 申請書提出

- ・各事業分野の主務大臣への提出まで、当社が責任を持って実施致します。

###### ⑥ 認定

- ・提出後、30日以内に主務大臣から認定書が交付されます。

#### ● 30万円コース 経営力向上計画申請書作成+経営診断(別途交通費+宿泊費)

###### ① 契約

- ・郵送にて契約書を送付いたします。

###### ② 事前確認

- ・お電話にて、導入設備の確認や導入の目的などをお伺いし、ヒアリング、経営診断時にご準備頂く必要書類の確認と、訪問日の日程調整をいたします。

###### ③ 経営診断・財務診断(訪問)

- ・経営診断では、貴社の管理レベルなどの状況を確認し、社内の問題点の抽出をいたします。(2日間)
- ・財務管理は、貴社の決算書を持ち帰り、弊社にて実施いたします。

###### ④ 経営診断レポート作成・財務診断報告作成

- ・経営診断結果は、課題解決の考え方と、改善のためのスケジュール等を作成し、レポートにまとめます。
- ・財務診断結果も報告書にまとめます。

###### ⑤ 申請書作成

- ・経営診断結果に基づき、貴社の強み、弱みを踏まえた上で、効率の良い設備投資を実現を目指し、申請書の作成をいたします。
- ・概ね、ヒアリングから申請書完成までは、1.5ヶ月間を有します。

###### ⑥ 申請書提出

- ・各事業分野の主務大臣への提出まで、当社が責任を持って実施いたします。

###### ⑦ 認定

- ・提出後、30日以内に主務大臣から認定書が交付されます。

※各コース共に、申請書作成料は申請書完成時に請求をさせていただきます。

お問い合わせ

株式会社ダイワマネジメント

〒635-0095 奈良県大和高田市大中18-4 YBBビル4階  
Tel: 0745-23-1076 Fax: 0745-23-1549  
Mail: info@daiwa-mg.co.jp